



# 年 頭 ご 挨拶



## 【パートタイム労働者の労働組合員数、推定組織率が過去最高に】

平成28年の全国における労働組合の状況について、組合員数は994万人(前年比5万8千人増)となった。推定組織率は17.3%(同0.1ポイント減)で過去最低となっている。

パートタイム労働者の労働組合員数は113万1千人(同10万6千人増)となった。全労働組合員数に占める割合は11.4%(同1.0ポイント増)、推定組織率は7.5%(同0.5ポイント増)でいずれも過去最高となっている。

### ■パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)

| 年     | パートタイム労働者の労働組合員数 |        |       | 全労働組合員数に占める割合 | 雇用者数  | 推定組織率 |
|-------|------------------|--------|-------|---------------|-------|-------|
|       | 対前年差             | 対前年増減率 |       |               |       |       |
| 平成24年 | 837 千人           | 61 千人  | 7.9 % | 8.5 %         | — 万人  | — %   |
| 25年   | 914              | 77     | 9.2   | 9.3           | 1,392 | 6.6   |
| 26年   | 970              | 56     | 6.2   | 9.9           | 1,439 | 6.7   |
| 27年   | 1,025            | 55     | 5.7   | 10.4          | 1,469 | 7.0   |
| 28年   | 1,131            | 106    | 10.3  | 11.4          | 1,517 | 7.5   |

資料出所：厚生労働省「平成28年「労働組合基礎調査」の結果」

## 【メンタルヘルス実態調査】

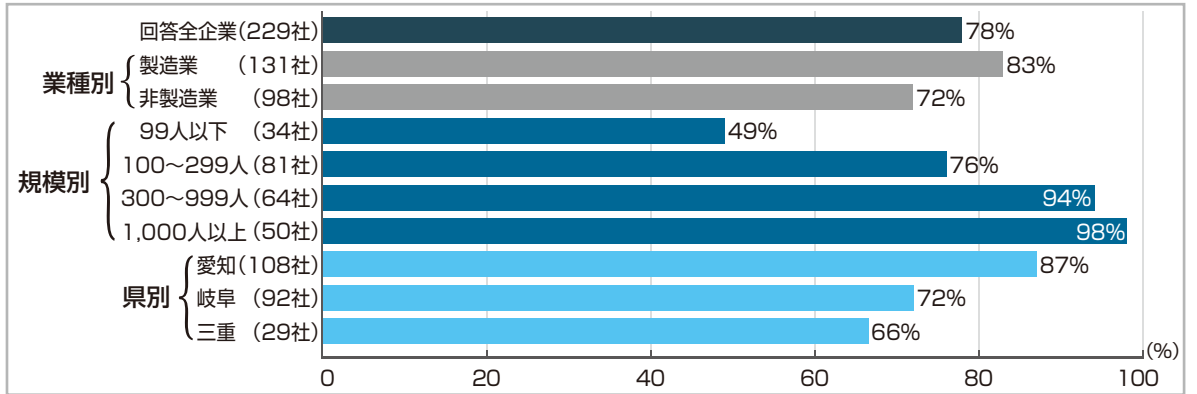
2015年12月から従業員50人以上の事業所で毎年1回「ストレスチェック」が義務付けられたことを受けて、当協会では、愛知県経営者協会・三重県経営者協会と共同でメンタルヘルス実態調査を実施した。調査結果(一部)については下記の通り。

※会員企業の皆様には詳細内容をまとめた報告書を一緒にお送りしております。

### 1.メンタルヘルスに不調を抱える従業員の状況

全体の78%の企業が、過去3年間にメンタルヘルス不調を抱える従業員が「いる」と回答した。

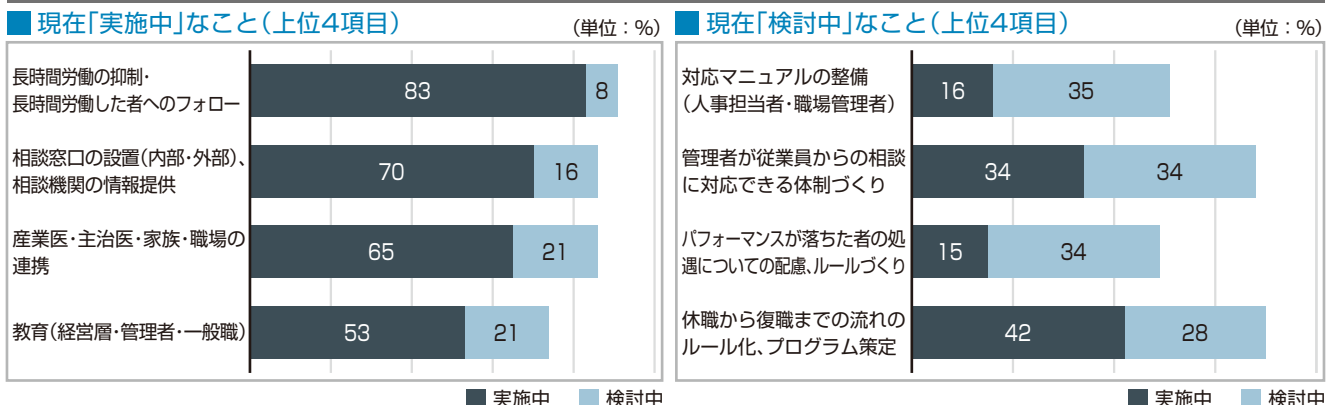
#### ■平成25年度以降(過去3年間)、メンタルヘルス不調を抱える従業員が「いる」と答えた企業



### 2.メンタルヘルス対策の実施状況

企業が現在講じている対策として最も高くなったのは、「長時間労働の抑制・長時間労働者へのフォロー(83%)」。検討中の項目では、「対応マニュアルの整備(人事担当者・職場管理者)(35%)」が最も高くなった。

#### メンタルヘルス対策の検討・実施状況



## 【県内企業における採用時の賃金状況】

### 新規学卒者の初任給

平成28年6月末時点で雇用されていた新規学卒者の6月分の賃金は、大学卒と高校卒ともに昨年より増加となった。

|       | 大学卒      | 高校卒      |
|-------|----------|----------|
| 平成28年 | 195,200円 | 163,600円 |
| 平成27年 | 194,000円 | 160,600円 |

資料出所：厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査(初任給)の概況」  
「平成27年賃金構造基本統計調査(初任給)の概況」

### 中途採用者の採用時賃金

平成28年4月から9月までの平均額は下記の通り。

|        | 男性       | 女性       |
|--------|----------|----------|
| 19歳以下  | 178,000円 | 157,000円 |
| 20～24歳 | 194,000円 | 172,000円 |
| 25～29歳 | 216,000円 | 183,000円 |
| 30～34歳 | 236,000円 | 181,000円 |
| 35～39歳 | 246,000円 | 180,000円 |

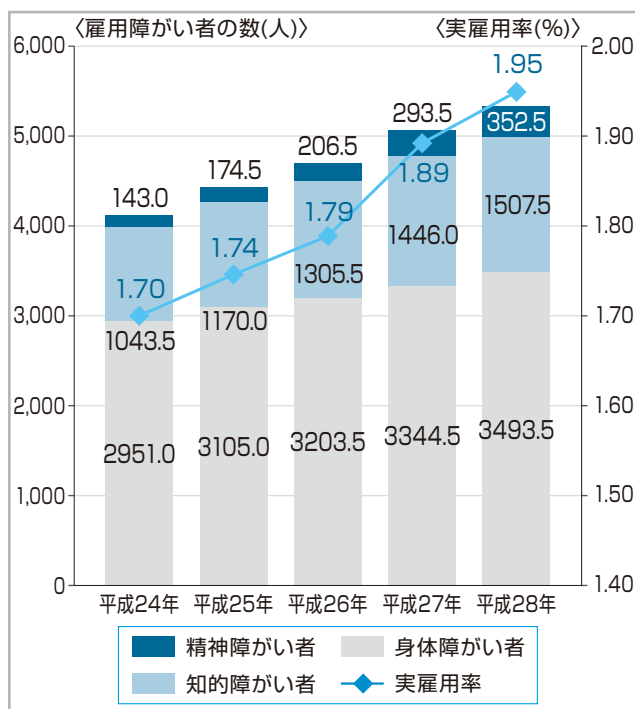
資料出所：厚生労働省「中途採用者採用時賃金情報(平成28年4月～平成28年9月)」

## 【県内の障がい者雇用者数が過去最高に】

岐阜労働局は、岐阜県内の民間企業や公的機関などにおける障がい者雇用の状況について発表した。

民間企業における雇用障がい者数は5,353.5人(前年比5.3%増)で過去最高となった。実雇用率は1.95%(同0.06ポイント増)【全国1.92%】。法定雇用率達成企業の割合は、56.7%(同1.7ポイント増)といずれも前年を上回った。

### ■ 実雇用率と雇用されている障がい者の数の推移



資料出所：岐阜労働局「岐阜県内企業の平成28年障害者雇用状況の集計結果」

※なお、法定雇用率の算定基礎の見直し、精神障がい者の追加が平成30年4月1日に予定されている。

## 労働行政レーダー ヘッドライン

### 平成28年「1人平均賃金」引上げ企業は86.7%

1人平均賃金の改定額は5,176円(前年5,282円)で前年を下回り、改定率は1.9%(同1.9%)で前年と同水準。規模別では300人～999人規模及び100～299人規模で改定額、改定率ともに前年を上回った。

資料出所：厚生労働省「平成28年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果」

### 厚労省ポータルサイト「スタートアップ労働条件」 11月1日に開設

新規起業事業場などが労務管理・安全衛生管理などについてウェブ上で診断を受けられるポータルサイト。「募集、採用、労働契約の締結」等6項目の設問に回答することで、自社の問題点を診断できるほか、改善に向けた情報も提供される。

資料出所：厚生労働省「ポータルサイト「スタートアップ労働条件」を11月1日に開設します」

### 女性の仕事への意識が10年間で変化

独身女性が「結婚後も就業を続ける」と答えた割合は44.6%で、10年前の41.8%に比べて上昇。そのうち「出産した後も続ける」割合は65.1%で、10年前の51.3%に比べてこちらも高くなった。

資料出所：厚生労働省「第4回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)及び第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)の結果」

### 留学生の日本企業への就職状況

平成27年において、企業等への就職を目的として行われた在留資格変更認可申請に対し、処分した数は17,088人(前年比2,918人増)。このうち15,657人(同2,699人増)が認可されている。非製造業が12,580人(同2,341人増)、製造業が3,077人(同358人増)となっている。

資料出所：法務省「平成27年における留学生の日本企業等への就職状況について」

### 平成27年の人口は全国で28万人余の減少

県内の人口は1,996,303人(前年2,008,000人)。出生数15,464人(同15,138人)に対し、死亡数は21,996人(同21,658人)で自然増減数は6,532人減(同6,520人減)となった。合計特殊出生率は1.56(同1.42)となっている。

資料出所：厚生労働省「平成27年(2015)人口動態統計(確定数)の概況」  
「平成26年(2014)人口動態統計(確定数)の概況」

# 第45回企業をとりまく犯罪防止懇談会を開催

11月29日(火) グランヴェール岐山において同懇談会を開催しました。  
講演内容の一部を下記にてご紹介いたします。

## 「暴力団情勢について」

岐阜県警察本部

刑事部 組織犯罪対策課 調査官 西脇 克児氏

昨今、山口組の分裂などの影響により暴力団の情勢が大きく様変わりしています。構成人員が大きく変化しただけでなく、分裂騒動に乗じて組を抜ける者も少なくありません。組員数が減っているので一見すると弱体化したように見えますが、偽装破門や隠れ組員といった、実態が非常につかみづらいものが増えているのも事実です。見た目では判断できないばかりか、我々でも黒と断定できない者も多くいるため、少しでも疑問や怪しいと思うことがあれば早めにご相談ください。



## 「暴追センターからみた不当要求の実態」

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

専務理事 杉山 俊博氏

近年、巧妙な不当要求が増えてきています。相手が例え良いことを言っているとしても口車に乗ってはいは、最終的に騙されてしまうのが落ちです。例えこちらに用が無くても相手側から用を作り接してこようとすることもあります。しかも相手側に犯罪歴があったとしても、即反社会的勢力だと認定できるわけでもありません。戦わずして勝つということが重要であり、あらゆる場面を想定し、いざという時のために日頃からしっかりと準備しておくことが必要です。



## 「反社会的勢力との関係遮断 ～暴排条項の現状～」

岐阜県弁護士会 民事介入暴力被害者救済センター

担当副会長 竹中 雅史氏

暴力団排除条例施行以降の反社会的勢力に関する事例を見ると、暴力団排除に関する事項が約款等に記載されていても、裁判で負けてしまうケースがあります。ただ記載されているだけでは不十分で、確認を怠ったり、排除する手を尽くしていないと、指摘を受けて裁判で負けてしまうことに繋がりがかねません。まず企業は、担当者だけに任せておくのではなく、組織としてどのように向き合っていくのかを真剣に考え、毅然とした態度で対応していかなければなりません。



# 岐阜県暴力追放推進センターにおける 暴力相談受理状況(平成27年中)

## 特徴

(単位:全て「件」)

|                                 |     |   |     |
|---------------------------------|-----|---|-----|
| ○暴力団、エセ同和・エセ右翼等からの不当要求に関する相談は減少 | 21  | → | 7   |
| ○反社会的勢力との関係遮断のための取引先に関する相談は増加   | 428 | → | 520 |
| ○いわゆる悪質クレーマーや実態不明な者に関する相談は増加    | 93  | → | 116 |
| ○行政からの相談は減少                     | 18  | → | 13  |

## 【過去の受理状況】

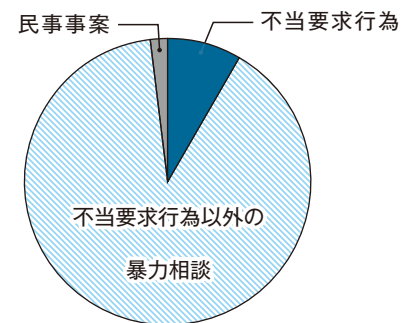
| 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 603   | 604   | 609   | 620   | 636   |

## 【相談対象者の推移】

|       | 暴力団 | エセ同和、エセ右翼 | クレーマー、不明 | その他 | 計   |
|-------|-----|-----------|----------|-----|-----|
| 平成23年 | 89  | 40        | 103      | 371 | 603 |
| 平成24年 | 98  | 28        | 92       | 386 | 604 |
| 平成25年 | 81  | 28        | 88       | 412 | 609 |
| 平成26年 | 87  | 25        | 93       | 415 | 620 |
| 平成27年 | 115 | 12        | 106      | 403 | 636 |

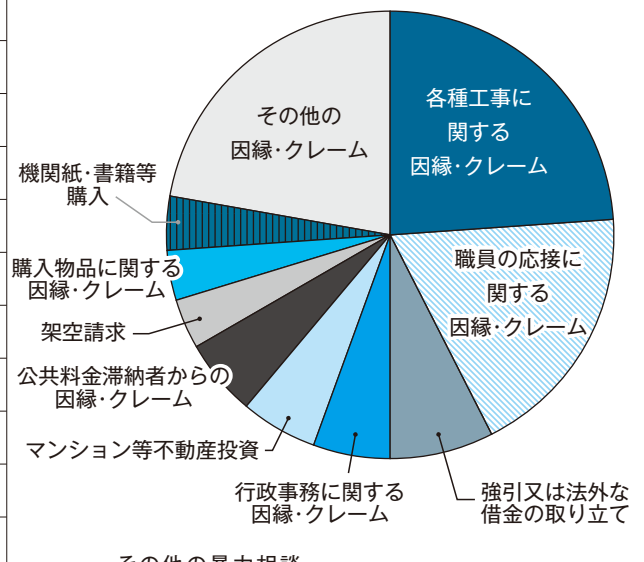
## 【暴力相談の内容】

|               |     |
|---------------|-----|
| 不当要求行為        | 54  |
| 不当要求行為以外の暴力相談 | 570 |
| 民事事案          | 12  |
| 計             | 636 |



## 【不当要求行為の内容】

|                   |    |
|-------------------|----|
| 各種工事に関する因縁・クレーム   | 13 |
| 職員の応接に関する因縁・クレーム  | 10 |
| 強引又は法外な借金の取り立て    | 4  |
| 行政事務に関する因縁・クレーム   | 3  |
| マンション等不動産投資       | 3  |
| 公共料金滞納者からの因縁・クレーム | 3  |
| 架空請求              | 2  |
| 購入物品に関する因縁・クレーム   | 2  |
| 機関紙・書籍等購入         | 2  |
| その他の因縁・クレーム       | 12 |
| 計                 | 54 |



※寄付金・賛助金の要求は減少 6→0

## 【不当要求行為以外の暴力相談の内容】

|             |     |
|-------------|-----|
| 企業からの取引相手相談 | 520 |
| その他の暴力相談    | 50  |
| 計           | 570 |

